

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示		ページ
○高知県議会定例会の招集	(政策企画課)	1
○県統計調査の実施	(統計課)	1
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)	(水産政策課)	1
公 告		
○土地改良区の役員の退任	(農業基盤課)	1

## 告 示

### 高知県告示第89号

高知県議会定例会を、平成22年2月23日に高知県議会議事堂に招集する。

平成22年2月16日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県告示第90号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成22年2月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称  
高知県内水面漁業漁獲統計調査
- 2 調査の目的  
本県における内水面漁業の魚種等別漁獲量について調査を行い、内水面漁業全般の施策を図る上での基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
高知県全域
  - (2) 単位  
漁業協同組合
  - (3) 属性  
内水面の漁業協同組合
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 漁業協同組合の名称
    - イ 魚類の漁獲量
    - ウ 藻類の漁獲量(藻類のうちアオノリ及びアオサにあっては、生産金額を含む。)

- エ 貝類の漁獲量
- オ その他の水産動物の漁獲量
- (2) その基準となる期間  
平成21年1月1日から同年12月31日まで
- 5 報告を求める者
  - (1) 数  
20漁業協同組合
  - (2) 選定方法  
県内の内水面の漁業協同組合から有意抽出する(農林水産省の内水面漁業生産統計調査(一般統計調査)の対象となっている漁業協同組合を除く。)
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査組織  
県が漁業協同組合に直接報告を求める。
  - (2) 調査方法  
郵送調査
- 7 報告を求める期間  
平成22年3月上旬から同月31日まで

### 高知県告示第91号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成22年2月16日

高知県知事 尾崎 正直

#### 区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区  
ぶり飼付漁業及び大型定置漁業

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、杉田ダム土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成22年2月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	水田 道雄	香美市土佐山田町佐野656